

70 歳未満の方用

※70 歳以上の方は裏面をご参照ください

医療費軽減制度のご案内(高額療養費制度)

月々に支払う医療費には年齢と所得に応じ、入院と外来それぞれに「自己負担限度額」が設けられており、どなたでも手続きをすることにより、限度額までの支払いにすることの出来る制度です。

70 歳未満の方の自己負担限度額

年収	1ヶ月あたりの自己負担限度額	
	入院・外来	多数該当
ア 約1,160万円～	270,300円+(医療費-901,000円)×1%	140,100円
イ 約770万円～約1,160万円	179,100円+(医療費-597,000円)×1%	93,000円
ウ 約370万円～約770万円	85,800円+(医療費-286,000円)×1%	44,400円
エ ～約370万円	61,500円	44,400円
オ 住民税非課税	36,900円	24,600円

手続き方法

- ・マイナンバーカードを取得されている方
「限度額認定証」の取得は必要ありません。
B 館中央受付、A 館 A2 ブロック協受付、入退院センター内にあるマイナンバーカード専用カードリーダーで登録してください。
- ・マイナンバーカードを取得されていない方
「資格確認証」「限度額認定証」をご用意ください。
限度額認定証は加入の保険者へ申請が必要となります。
入院の方は入退院センター、外来の方は中央受付もしくは各ブロック受付へ提示してください。

注意点

- ※「1ヶ月」とは暦月の1ヶ月であり、入院日からの1ヶ月ではありません。
- ※療養費には食事代、室料、おむつ代、診断書代、自由診療費は含まれません。
- ※過去1年間において、自己負担額の適応が3月以上あった場合、多数該当として4月目から限度額がさらに引き下げられます。
- ※限度額認定証の提出がない場合、一度自己負担割合に応じて精算となりますが、数ヶ月後に保険者から返金されます。

制度について詳しくお知りになりたい方は会計窓口、または医療福祉相談室へ相談ください

2026 年 8 月 1 日 牛久愛和総合病院